

# 熱 供 給 規 程

札幌市光星地区

2026年 4月 1日 実施



株式会社 北海道熱供給公社

20251212資第16号

令和8年3月5日認可

## 目 次

§1. 総 則	1
1. 目的	1
2. 適用区域	1
3. 規程の認可および変更	1
4. 用語の定義	1
5. 単位および端数処理	2
6. 実施細則	2
§2. 使用の申込みおよび熱需給契約	3
7. 使用の申込み	3
8. 熱需給契約の成立および変更	3
9. 契約容量の変更	3
10. 承諾の限界	3
11. 名義の変更	3
12. 契約の解約	4
13. 使用の休止および再使用	4
§3. 供 給	5
14. 供給方式	5
15. 供給期間および時間	5
16. 供給条件	5
17. 供給または使用の制限もしくは中止	6
18. 供給の停止およびその解除	6
19. 供給制限等の損害賠償	6
20. お客さまの土地および建物への立入り	7
§4. 工 事	7
21. 工事の施工	7
22. お客さまの土地および建物の場所の提供	7
23. 電源および空気源の提供	8
24. 工事に伴う費用の負担	8

§5. 受入施設および使用施設の操作等	9
25. 受入施設および使用施設の操作等	9
§6. 保    安	9
26. 保守および保安の責任分界	9
27. 連絡等	9
28. 受入施設および使用施設の改善	9
29. 供給施設等の損傷防止	10
§7. 料    金	11
30. 料金の適用開始の日	11
31. 料金算定	11
32. 使用量の計算	12
33. 使用量の通知	12
34. 計量器故障時等の使用量の決定	12
35. 料金の支払義務	12
36. 日割計算	13
37. 熱媒体の放出等による賠償	14
38. 凍結防止等料金	14
§8. その他	15
39. 守秘義務	15
40. 反社会的勢力排除事項	15
41. 裁判管轄条項	15
42. 準拠法事項	16
附    則	17
1. 実施期日	17
2. 前納割引に関する経過措置	17
別    表	18
料    金    表	18

## §1. 総 則

### 1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。

### 2. 適用区域

この規程は、次の供給区域に適用します。

北海道札幌市

東区北9条東7丁目

北10条東7丁目、8丁目、9丁目17番地、18番地、38番地、40番地

北11条東7丁目、8丁目、9丁目1番地、2番地

北12条東7丁目、8丁目、9丁目1番地

北13条東8丁目1番地

### 3. 規程の認可および変更

(1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

### 4. 用語の定義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「熱媒体」とは、高温水をいいます。

(2) 「導管」とは、熱発生所から元弁等に至る高温水管をいいます。

(3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしゃ断するための弁で、原則としてお客さまごとに高温水管に取り付けるものをいいます。

(4) 「受入管」とは、元弁等より使用施設の手前までの高温水管をいいます。

(5) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに附属する装置をいいます。

- (6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。
- (7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。
- (8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに附属する施設をいいます。
- (9) 「使用施設」とは、お客さまの建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。
- (10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
- (11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
- (12) 「冬期」とは、10月16日から翌年5月15日までをいいます。
- (13) 「夏期」とは、5月16日から10月15日までをいいます。
- (14) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。
- (15) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (16) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。
- (17) 「税抜」とは、消費税等相当額加算前の金額をいいます。

## 5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は1 MJ/h (1メガジュール毎時) とし、1 MJ/h 未満の端数は小数点以下第一位で四捨五入します。
- (2) 高温水の使用量の単位は1 MJ (1メガジュール) とし、1 MJ 未満の端数は切り捨てます。  
給湯の使用量の単位は100 L (100リットル) とし、100 L 未満の端数は切り捨てます。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

## 6. 実施細則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## § 2. 使用の申込みおよび熱需給契約

### 7. 使用の申込み

- (1) お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。

なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みは出来ません。

また、契約容量は、冬期、夏期別に申し込んでいただきます。

- (2) 当社は、お客さまの申出により契約容量その他について協議、決定します。

### 8. 熱需給契約の成立および変更

- (1) 熱需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。

### 9. 契約容量の変更

お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

### 10. 承諾の限界

当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、7. に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

## 11. 名義の変更

お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客さまの全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

## 12. 契約の解約

- (1) 熱の使用を終了しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して終了日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた終了日後に受けた場合は、受けた日をもって終了日とします。
- (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。
- (3) 当社は、お客さまが熱の使用を終了した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

## 13. 使用の休止および再使用

暖房定額制料金適用のお客さまが連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客さまが再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。当社は、お客さまが定めた休止期日後にこの申込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な処置をします。

### § 3. 供 給

#### 14. 供給方式

高温水は、送り管、返り管の2管方式で、密閉循環方式とします。

#### 15. 供給期間および時間

- (1) 暖房の供給期間は、毎年10月16日から翌年5月15日までとします。ただし、お客様の希望により当社はこの期間以外でも供給することがあります。
- (2) 給湯、その他温熱の供給期間は通年とします。
- (3) 供給時間は、原則として午前5時から午後10時までとします。

#### 16. 供給条件

##### (1) 高温水の温度

###### ①送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

期 別	標準温度
冬 期	160℃
夏 期	140℃

ただし、当社は軽負荷時には、お客さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

###### ②返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

冬期および夏期 110℃以下

##### (2) 高温水の圧力

高温水の通常の圧力は、下記のとおりとします。

区 分	圧力範囲
送り管	1.00MPa～1.20MPa
返り管	0.87MPa～1.05MPa

#### 17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合
- (3) 供給施設に故障が生じた場合
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- (6) その他保安上の必要がある場合

#### 18. 供給の停止およびその解除

(1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。

- ① 料金が 35- (1) の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合
- ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
- ③ 20. の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
- ④ 熱を不正に使用した場合
- ⑤ 28. の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めても、それが実行されない場合
- ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合

(2) (1) により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

#### 19. 供給制限等の損害賠償

(1) 当社は、17. の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害

について賠償の責めを負いません。

- (2) 当社は、18—(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。

#### 20. お客さまの土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さまの承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

## §4. 工 事

#### 21. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。

- (2) お客さま所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客さまに施工していただきます。ただし、受入施設のうち計量器については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。

なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。

- (3) 計量器の設置は、原則として1契約につき1計量器を設置し、当社がお客さまの契約容量に応じた計量器を選択します。

- (4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さまに施工していただきます。

- (5) お客さまは、受入施設および使用施設的设计・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。

- (6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。

#### 22. お客さまの土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客さまはその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客さまにおいて地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。

- (2) 計量器およびその付属装置を設置する場合は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

#### 23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。

#### 24. 工事に伴う費用の負担

- (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。
- (2) 受入施設（当社所有のものを除く。）は、お客さまの所有とし、これに要する工事費はお客さまに負担していただきます。
- (3) 受入施設のうち、当社所有の計量器は、当社の負担としますが、取付工事費はお客さまに負担していただきます。

なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。

- (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (5) お客さまの都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (6) お客さまの都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さま所有の施設の修繕に要する費用はお客さまに負担していただきます。ただし、当社所有の施設であってもお客さまの故意または過失によって損傷または減失した場合は、お客さまから修繕に要した費用をいただきます。
- (8) 契約成立後、お客さまの都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
- (9) お客さまに負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。

## §5. 受入施設および使用施設の操作等

### 25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設（当社所有の施設を除く。）および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。

さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

## §6. 保 安

### 26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設（当社の所有施設を除く。）および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。

### 27. 連絡等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さまは、お客さま建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

### 28. 受入施設および使用施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。

## 29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に導管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

## §7. 料 金

### 30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

### 31. 料金算定

(1) 料金の種類は次のとおりとします。

① 住宅用料金

(イ) 暖房定額制料金 別表のとおりとします。

(ロ) 給湯料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。

② 業務用料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。

(2) 住宅用料金のお客さまが毎月支払う料金は、暖房定額制料金の場合は当該月額、従量制料金の場合は基本料金と従量料金の合計額とし、契約の種類毎に毎月算定します。ただし、暖房定額制料金については暖房月に限ります。

業務用料金のお客さまが毎月支払う料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計額に消費税等相当額を加えたものとし、契約の種類毎に毎月算定します。

(3) 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず毎月算定します。

(4) (1)、(2)の規定にかかわらず13.の規定により長期休止の適用を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。

(5) (1)、(2)の規定にかかわらず15-(1)の規定ただし書により供給期間以外に暖房供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。

### 32. 使用量の計算

- (1) 料金算定のため行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。
- (2) 当月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。
- (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、高温水は1 MJ、給湯は100 L（100 リットル）とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。

### 33. 使用量の通知

当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。

### 34. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

### 35. 料金の支払い義務

- (1) お客さまの料金の支払い義務の発生日は次のとおりとします。
  - ① 暖房定額制料金 当月末日
  - ② 従量制料金 定例検針日
- (2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。
- (3) お客さまは、毎月分の料金を35-（1）の規定による支払義務発生の日の翌月末日まで（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (4) お客さまが35-（3）の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日）に当社に対する支払いがなされたものとします。

- (5) 住宅用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した消費税相当額を控除した金額に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- 業務用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した金額（税抜）に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- (6) 料金等の支払は支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

### 36. 日割計算

- (1) 当社は、暖房定額制料金または基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）について日割計算をします。
- ① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または休止もしくは契約の変更をした場合。この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。
  - ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合。この場合、中止が連続する 12 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未满是切り捨てます。
  - ③ 適用される料金に変更があった場合
- (2) 36- (1) の規定により住宅用料金、暖房定額制料金および基本料金を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

### 37. 熱媒体の放出等による賠償

受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さまの責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。

### 38. 凍結防止等料金

集合住宅の棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため一定期間空室に熱の供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は 31. の規定にかかわらず、別表により計算した金額（税抜）に消費税等相当額を加えたものとします。

この場合における料金の支払方法等については、35. の規定にかかわらず、別途協議のうえ決定します。

## § 8. その他

### 39. 守秘義務

- (1) お客さまおよび当社は、熱需給契約の締結により相手方から得た情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務運営上特に必要な場合は、裁判所からの命令、その他法令により開示しなければならない場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまおよび当社は、それぞれの役員および従業員に対し、その在職中および退職後においても、本営業秘密について、守秘義務を遵守することを義務付けることとします。
- (3) 本項の規定は熱需給契約終了後も同様とします。

### 40. 反社会的勢力排除条項

- (1) お客さまおよび当社は、自らまたは自らの代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。
  - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
  - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ⑥自らまたは第三者を利用して、関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- (2) お客さまおよび当社は、(1)の規定により契約を解除した場合、解除されたものは、解除による損害が生じてもその相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。

### 41. 裁判管轄条項

この規程に関して、裁判上の紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合

意管轄裁判所とします。

#### 42. 準拠法条項

この規程に関する準拠法は、日本法とします。

## 附 則

### 1. 実施期日

この規程は、2026年4月1日から実施します。

### 2. 前納割引に関する経過措置

前項の規定にかかわらず、2025年度に暖房定額制料金を前納されたお客さまは、2026年5月16日からこの規程の暖房定額制料金を適用します。

別 表

## 料 金 表

### 1. 住宅用料金

区 分		料金算定基準	料 金
暖房定額制料金		占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 暖房期間	2,257 円(税込)
給湯料金	基本料金	1 か月につき	1,865 円(税込)
	従量料金	使用量 100Lにつき (水道料金は含まれていません。)	79.47 円(税込)

### 2. 業務用料金

区 分		料金算定基準	料 金
基本料金		契約容量 1 MJ/H につき 1 か月	377.3 円(税込) 343 円(税抜)
従量料金		使用量 1 MJ につき	2.211 円(税込) 2.01 円(税抜)

3. 休止料金

料金算定基準（規程 13 による休止の場合）	料金
休止連続 30 日につき	3,036 円(税込)
30 日超過分は 1 日につき	101.2 円(税込)

4. 期間外延伸料金

料金算定基準（規程 15-(1)による場合）	料金
暖房床面積 1 m <sup>2</sup> 1 日につき	7.70 円(税込)

5. 凍結防止等料金

料金算定基準（規程 38 による場合）	料金
空室住宅 1 戸 1 か月につき	17910.2 円 (税込)
	16,282 円(税抜)

株式会社 北海道熱供給公社

本 社

〒060-0907

札幌市東区北7条東2丁目1番1号

☎ (011) 741-1311

光星エネルギーセンター

〒065-0011

札幌市東区北11条東9丁目1番28号

☎ (011) 742-7130